

特集 宗教の自由と政教分離

日本における大学の礼拝スペースからみる 信教の自由と政教分離

—ムスリム学生への対応を事例として—

岩崎真紀¹

2008年に文科省が策定した「留学生30万人計画」によって、その後10年で日本の外国人留学生は飛躍的に増加した。ムスリム学生も急増したことにより、彼らを受け入れる大学では宗教的多様性に配慮した対応が課題の1つとなっている。本稿ではキャンパス内の礼拝スペースに関する大学の取り組みに着目し、信教の自由と政教分離の観点から検討する。

¹ いわさきまき：松山大学経済学部教授

はじめに

日本に暮らすムスリムの人口は2019年12月末時点で約23万人（うち外国人ムスリムは18万3千人）、日本の総人口の約0.18%となり、モスクの数は2020年10月時点で少なくとも113堂となった（店田2021, 10, 26-28）。キリスト教徒が約1%であることと比べれば、ムスリムはまだまだ少ない¹⁾。しかし、2015年には約11万人だった人口（店田2015, 16）が約4年で倍以上増加したのは特筆に値する。

日本社会におけるムスリム人口の増加はムスリム学生の増加も意味する。近年、彼らを受け入れた大学では、礼拝スペース²⁾の確保やハラールフード（イスラーム法的に許された食品）の提供をはじめとする宗教的配慮を大学が公的に行うのか否か、行うのであれば何を、どこまで行うのかといった新しい課題に直面している（岸田2009; 2017; 田中ほか2013; 岩崎2018; 2019; Ramdani 2021）。

周知のとおりイスラームは信徒に1日5回（暁、昼、午後、日没、夜）の礼拝（サラート）を義務づけている³⁾。イスラームにおいて礼拝は五行（ムスリムに課せられた義務としての5つの信仰行為）の2番目に位置する、大変重要な宗教的義務である。このためムスリム学生は多くの場合、5回のうち2、3回（昼、午後、日没）は、大学キャンパスのなかで礼拝する。イスラーム諸国では大学の構内にモスクやムサッラー（小規模礼拝スペース）があり、廊下や空きスペースで礼拝する学生や教職員の姿も珍しくない。イスラームにおける通常の礼拝はとくに場所が定められておらず、集中できる場所ならどこでもよいという考え方があるためである⁴⁾。これに対して、当然ながら日本の大学はどこでも気軽に礼拝できるような状況にない。そのためキャンパス内に礼拝スペースがあるか否かは、日本で学ぶ多くのムスリム学生にとって大きな関心事となるのである。

しかしながら、国立大学のなかには公平性の観点や日本国憲法第20条⁵⁾で定められた政教分離の原則から、特定の信仰をもつ学生だけを優遇することに違和感を覚える大学も少なくない。そして、それが礼

拝スペース開設の障壁となっているケースも見受けられる（田中ほか 2013, 2-3; 岸田 2017, 41-42; 岩崎 2018, 6; ラムダニ 2018, 144）。その一方で、近年は国すなわち文部科学省（以下、文科省）や総務省が、学生の宗教的ニーズに対する配慮を行う大学の取り組みを「グッドプラクティス」とみなし、高く評価している（文科省 2016, 17; 総務省 2019）。

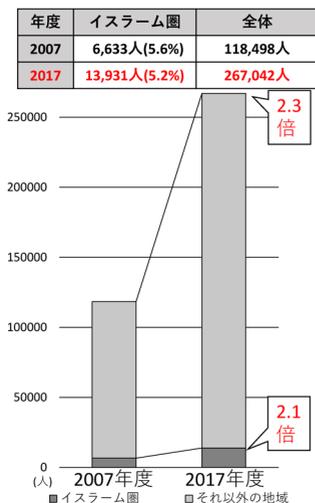
そこで本稿では、現地調査も含め筆者がこれまで重点的に調査をおこなってきた日本の大学 13 校（国立 8 校、私立 5 校）と電子メールによる聞き取り調査、各大学のホームページ（HP）、先行研究等を通じて考察可能な 37 校、合計 50 大学（国立 29 校、私立 21 校）の礼拝スペースに関する取り組み状況を明らかにするとともに、文科省、総務省、そして大学の姿勢を信教の自由と政教分離という観点から読み解くことを目指す⁶⁾。

筆者が独自に調査した 13 大学の礼拝スペースに関する情報は、2017 年 5 月から 2025 年 1 月までのあいだに実施した現地フィールドワークやムスリム学生、関係教職員等に対する対面による半構造化インタビュー、電子メールや電話によるインタビュー、礼拝スペースでの参与観察等で得たデータに基づく。各調査の具体的な時期は第 3 節表 2 に示した通りである。各大学の情報は担当部局や学生、教職員の了解を得たうえで使用している。

1. 日本の大学におけるムスリム学生受け入れ状況

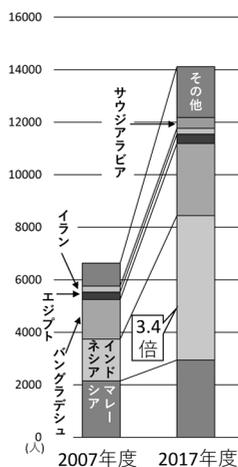
2008 年、文科省は 2020 年度までに受け入れ留学生を 30 万人とするための施策「留学生 30 万人計画」を開始した。グローバル 30 (G30) やスーパーグローバル大学 (SGU) といった大規模事業に多額の予算が投入され、採択校となった旧帝国大学を中心とする主要大学では、国公私立を問わずグローバル化のためのさまざまな取り組みを行ってきた。この結果、計画当初の 2008 年には約 12 万 4 千人だった外国人留学生は、2019 年には約 31 万人にまで増加した（「留学生 30 万人計画」関係省庁会議 2021, 4)⁷⁾。当然、ムスリム学生の増加も著しい。グラフ 1 はその

グラフ1 日本の高等教育機関における外国人留学生在籍数およびイスラーム圏出身者の内訳の変化(2007, 2014年度)



JASSO (2007; 2017) をもとに筆者作成

グラフ2 日本の高等教育機関におけるイスラーム圏出身留学生数上位5か国の変化(2007, 2014年度)



JASSO (2007; 2017) をもとに筆者作成

変化を表している。「留学生 30 万人計画」開始前年の 2007 年、日本の高等教育機関に在籍する外国人留学生は 118,498 人、イスラーム圏⁸⁾ 出身者はその約 5.2%にあたる 6,633 人だったが、10 年後の 2017 年には両者とも倍増し、留学生総数は 267,042 人、うちイスラーム圏出身者は 13,931 人(約 5.2%)となった(JASSO 2007; 2017)。イスラーム圏出身学生の国別在籍数上位 5 か国は、グラフ 2 で示したとおり、2007 年はマレーシア(2,146 人: 32%)、インドネシア(1,596 人: 24%)、バングラデシュ(1,508 人: 23%)、エジプト(283 人: 4.3%)、イラン(229 人: 3.5%)、2017 年はインドネシア(5,495 人: 40%)、マレーシア(2,945 人: 21%)、バングラデシュ(2,748 人: 20%)、サウジアラビア(411 人: 3%)、エジプト(356 人: 3%)だった。なかでもインドネシアからの留学生の増加率ももっとも大きく、10 年間で 3.4 倍となった。

1つ注意すべきは、イスラーム圏出身者が即この地域の宗教的マジョリティーであるスンナ派ムスリムを意味するわけではない点である。シーア派（イランでは多数派）やアラウィー派（独自の教義を持つシーア派の分派）、キリスト教、ユダヤ教、ゾロアスター教、バハーイー教等、スンナ派イスラーム以外の宗教を信仰する人々や、近年では特定の信仰を持たない人も存在する。実際、筆者がこれまで日本で出会ったイスラーム圏出身留学生のなかには、シーア派ムスリム、アラウィー派ムスリム、コプト正教徒（エジプト）やマロン派キリスト教徒（レバノン）などがいた。また、欧米諸国はもちろん、近年では日本でもホームグロウン（自国育ち）・ムスリムが増えていることにも留意する必要がある。したがってグラフ1、2で示したイスラーム圏出身学生数は単純にムスリム学生数を意味するわけではないが、当該各国でムスリムが多数派であることを考えれば、実際のムスリム学生の数と極端な差はないと考えてよいだろう。

一口にイスラーム圏といっても東南アジア、南アジア、中央アジア、中東、サハラ以南のアフリカという広大な地域にまたがっており、歴史や言語、生活習慣、食文化などは決して一枚岩ではない。また近年では欧米や豪州でもムスリム移民が増えており、これらの地域からの留学生がムスリムであることも決して珍しいことではない。このように多様なバックグラウンドを持つムスリム学生たちは、信仰への向き合い方や実践にも大きな個人差がある。しかし、1日5回の礼拝は出身国や地域を問わずすべてのムスリムに課せられた宗教的義務であり、筆者の知るムスリム学生もその多くが教えを忠実に実践している。

イスラーム第1の聖典であるクルアーンは、1日5回の礼拝をそれぞれ決められた時間帯に行うよう信徒に示している（2章103節）。ただし、第2の聖典であるハディース（預言者ムハンマド言行録）には日没と夜の礼拝をまとめて1回にしてもよいという柔軟な教えも存在する⁹⁾。個人礼拝よりも集団礼拝の方が25倍または27倍の価値があるというハディース¹⁰⁾が存在するため、ムスリム学生は大学構内にいる場合も、できればほかのムスリム学生とともに礼拝することを望む者が少なくな

い。落ち着いて礼拝をしたいという学生個人の心情もさることながら、イスラームならではこうした戒律や教えがあり、それが彼らのアイデンティティーの根幹の1つを成していることを、ムスリム学生とかかわる我々大学教職員は理解しておく必要がある。

2. 大学における礼拝スペース設置に対する 文科省と総務省の見解

2.1 文科省

礼拝スペースに関する諸大学の取り組みについて考察する前に、まず国（文科省と総務省）の立場を確認しておこう¹¹⁾。結論から述べると、留学生とかかわりのあるこの二省は現在、グローバル化や多様性の観点から、国立大学がムスリム学生を念頭に置いた礼拝スペースやハラールフードの提供を行うことを推奨している。つまり、こうした宗教的配慮が政教分離の原則に反するとはみなしていない。

その証左として、まず、2016, 17年に行われた国立大学法人等国際企画担当責任者連絡協議会において、文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室（以下、文科省）が配布した資料の内容を見てみよう。

国立大学法人等国際企画担当責任者連絡協議会とは、国立大学法人等における国際企画に関わる協議を行うとともに、文科省をはじめとする関係機関と大学が情報交換を促進するために毎年行われる会議で、大学からはおもに国際担当教職員が参加する。例年100近い機関から200人以上の参加がある、大学の国際化にかかわる重要な会議である。2016年と17年のこの会議において、文科省は「大学の国際化、学生交流の促進に伴う対応について」という資料を配布した。このなかで同省は「多様な文化的・宗教的背景に配慮した環境整備」に言及し、礼拝スペースやハラールフードの提供を実践している大学の事例を紹介している（文科省2016; 2017）。

筆者は2018年はじめ頃にこの資料を入手したのだが、それはちょうど

ムスリム学生からの要望を受け、当時勤務していた九州大学の構内に常設礼拝スペースを開設すべく、学内の関係者と話し合っている時期だった。そのため、ムスリム学生の宗教的ニーズに対する文科省としての見解や宗教的配慮にかかわる指針の有無について尋ねるべく、すぐに電子メールで問い合わせた。それに対して文科省からはつぎの主旨の回答があった。

宗教的背景等への配慮は、文科省の何らかの答申、報告等に記載されたものではない。一般論として大学には様々な背景を有する学生がいるため、**合理的配慮**の提供が求められることはある。**多様な文化的・宗教的背景に配慮した環境整備**について言及した今般の会議資料は、**グローバル化に関わる先進的な取り組みを行っている大学の「グッドプラクティス」の例を各大学に伝える**という意図のもと作成された（引用者による原文の主旨のまとめ。太字引用者）¹²⁾。

本稿のテーマである信教の自由と政教分離に即して考えると、まず、この回答はまったくその2点に触れていない。しかし、礼拝スペースやハラールフードの提供といった学生の宗教的多様性に配慮した大学の取り組みを「グッドプラクティス」とみなしていることから、同省が国立大学における礼拝スペース設置を政教分離の原則に反するとみなしていないのは明らかである。むしろ学生個人の信教の自由を尊重していると言ってよいだろう。

合理的配慮 (reasonable accommodations) に言及していることも特筆に値する。合理的配慮とは、日本では障害者支援の文脈で用いられる概念で、障害者個人のニーズに応じて、雇用主や学校が過度な負担をとらなわない範囲内で、社会的障壁を除去（支援）することを意味する（川島ほか2016, 2）。簡単にいえば、障害が理由で大学での学びに困難を感じる学生に対して、大学ができる範囲で支援を行うということである。たとえば視覚障害のある学生に対して、板書をサポートするための学生アルバイトを大学の予算で配置することは合理的配慮にあたる。昨年（2024年）4月には改正障害者差別解消法が施行され、日本の大学には

学生に対する合理的配慮の提供が義務づけられることとなった。

合理的配慮は障害者のみを対象としたものに思われがちだが、その概念がアメリカで誕生したきっかけとなったのは、ユダヤ教徒や少数派キリスト教徒といった宗教的マイノリティーの存在だった。被雇用者に対する宗教上の配慮を雇用主に義務づけた1964年公民権法は、当時看過されていた宗教的マイノリティーの宗教的権利（日曜以外を休日とする等）を保護するために生まれた（中川2003; 長谷川2014）。このため、アメリカの大学では学生や教職員に対する宗教的配慮（religious accommodations）に対する指針を明確に打ち出している大学は少なくない¹³⁾。

これに対して、日本では少なくとも筆者がこれまで重点的に調査した13大学のなかで、ムスリム学生に関して宗教的配慮と合理的配慮を結びつけた対応をとっている大学はなかった。拙稿（岩崎2018; 2019）を除いた先行研究で論じられている9大学（国立：東北、金沢、名古屋、広島、私立：早稲田、上智、立命館、立教、関西学院）の礼拝スペースについても、早稲田大学1校を除いて合理的配慮という用語が用いられている大学はなかった（田中ほか2013; 岸田2017; Ramdani 2021）。早稲田大学の場合も一般論として学生から合理的配慮の希望が出た場合は対応する（Ramdani 2021, 87）ということであって、合理的配慮の結果として礼拝スペースが設置されたことを意味しているわけではない。文科省が2018年の時点で宗教的配慮と合理的配慮を結びつけるかのような発言をしているのとは対照的である。

とはいうものの、文科省は大学における宗教的配慮についてのガイドラインや指針といった、大学に対して一定の拘束力や大きな影響力を持つ指示を出すところまではいっていない。このため信教の自由と政教分離の原則のはざままで、結局礼拝スペースを開設しないという選択をする国立大学が出てくるのである。

先述のとおり、2018年はじめ（2017年度末）、筆者は当時勤務していた九州大学において、常設礼拝スペース設置のための実態調査を行っていた。学内関連会議での報告や関係者への説明に上述の文科省の資料

や同省からの電子メールを用いたものの、拘束力のある内容ではなかったため、その時点では九州大学の方針に何の影響も及ぼさなかった。だが、同大学の礼拝スペース自体は、筆者が他大学に異動して数か月後の2018年秋に「留学生多目的室」として開設されたため、筆者の与り知らぬところで影響力を発揮していたのかもしれない¹⁴⁾。

2017年3月に開設された金沢大学の“Prayer Room”のように、上述の文科省文書が設置の可否をめぐる学内の議論において功を奏したのではないかと推測できる例もある。岸田由美によれば、2010年時点で文科省は国立大学における宗教的中立性と非宗教性を同義でとらえていたが、その後姿勢が変わり、大学に礼拝スペースの提供を推奨するようになった(岸田2017, 50)。つまり国立大学の構内で学生が宗教実践を行うことが文科省によって正当化されることとなったのである。そして、それは「戦後強固に守られてきた国公立教育機関の非宗教性に大きな転換を促すもの」(岸田2017, 50)となり、次節でみるような多くの国立大学の公認礼拝スペース開設につながったと考えられる。

2.2 総務省

総務省九州管区行政評価局(以下、総務省)は2019年1月17日付で、ムスリム学生への対応に課題を抱える市民からの行政相談に対する回答として、「宗教面で配慮が必要な留学生への食事等の環境整備の充実—九州内の7国立大学法人の取組を取りまとめ、各大学が参考にできるような提供—」という報道資料を公開した(総務省2019)。

ここで注目すべきは、総務省が独自の指針を示すのではなく、行政苦情救済推進会議(座長 石森久広 西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)に諮った点と、同会議から寄せられた回答と総務省からの補足説明を広く一般市民に向けてウェブサイトで周知した点である。

1. 生活に不可欠である食事や**信条に基づく行動である礼拝等に係る支援**は、外国人留学生の**生活の質の向上**や受入れ環境の整備に直結するため、**最大限配慮されるべき**ものである。

2. 多様な文化的・宗教的背景を持った外国人留学生の受入れ環境の整備を進めている大学の実例等も踏まえ、各大学は、**外国人留学生等から日常生活に係る要望を把握する等して、受入れ環境の整備を更に推進することが望ましい。**

留学生への生活支援に取り組む際の参考としていただくため、九州内の7国立大学法人に対して、各国立大学法人の取組（別添参照）等を提供しました。

※各大学の取組が適切かどうかを当局が判断するもととなる法令やガイドライン等はないことから、改善措置は求めています。

（総務省2019。下線原文ママ、太字引用者）

この諮問会議の見解は、前項で考察した文科省の見解よりも一歩踏み込んだものとなっている。「信条に基づく行動である礼拝」が外国人留学生の「生活の質の向上」に直結するため、「最大限配慮されるべき」であるとすることは、特定の学生にとっていかに信仰とその実践が重要であり、大学はそれにできる限り配慮すべきであるという姿勢を表している。さらに諮問会議は、「外国人留学生等から日常生活に係る要望を把握する等して」環境整備を「推進することが望ましい」と述べ、大学は学生からの要望が出てくるのを座して待つのではなく、能動的に彼らの要望を把握するよう促している。つまり国立大学がムスリム学生のために礼拝スペースやハラールフードの提供を行うことは、問題ないどころか「最大限配慮されるべき」課題であり、推進することが望まれているのである。

しかしながら、これはあくまでも諮問会議の回答であって、総務省自体は法令やガイドライン等がないことを理由に、宗教的配慮を行っていない大学に対する改善措置は求めている。そしてこの資料はあえてその点にも言及している。このことは、総務省も文科省同様、省庁として各大学に他大学の好ましい取り組み事例を示すところまでは行いが、そ

れ以上の介入は行わないという彼らの消極的な姿勢を表しているといえるだろう。

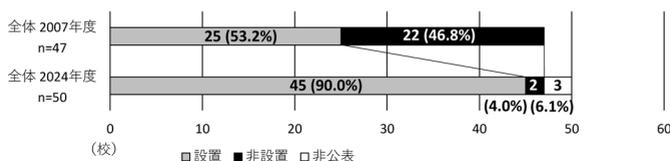
なお、本資料で言及のあった九州の国立大学7校（九州大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学）は、いずれもムスリム学生を念頭においた大学公認の常設礼拝スペースを有している（総務省2019, 別紙1-6）¹⁵⁾。

3. 日本の大学における礼拝スペース設置に関する動向

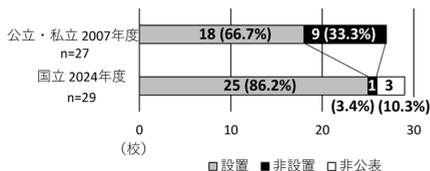
3.1 各大学の礼拝スペース設置状況

全国の大学に対して郵送アンケート調査を行った岸田によれば、2007年度時点で47大学（国立27校、公・私立20校）中、何らかのかたちで礼拝スペースを有していたのは全体の53.2%にあたる25大学

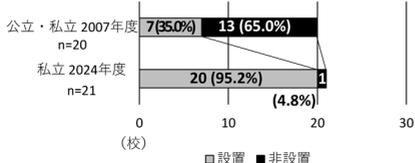
グラフ3 礼拝スペース設置状況の変化（全体）



グラフ4 礼拝スペース設置状況の変化（国立）



グラフ5 礼拝スペース設置状況の変化（公立・私立（2008）私立（2024））



いずれも2024年12月12日現在。
2008年分は岸田（2009, 10）、2024年分は以下をもとに筆者作成。各大学に対する現地もしくはメール調査、各大学の公式HPやFacebook、学生新聞、ムスリム学生会HP、総務省文書、先行研究（岸田2017; 田中ほか2013; Ramdani 2021）。

(国立18校、公・私立7校)だった(岸田2009, 8, 10)。これに対し、2017年度から24年度にかけて筆者が行った調査では、50大学(国立:29校¹⁶⁾、私立21校)のうち礼拝スペースを有している大学は全体の90.0%にあたる45校(国立:25校、私立:20校)と大きく増加した。非設置は2校(国私立各1校)のみ、残りの3校(国立)は大学名、礼拝スペースの有無ともに非公表だった。グラフ3、4、5は2007年度と2024年度の比較である。

礼拝スペースの有無と公開状況

表1にまとめたとおり、本稿ではまず各大学の礼拝スペースの設置状況について、1「設置」、2「非設置」、3「非公表」の3つに類型化した。1はさらに当該礼拝スペースが全学公認か部局等のみによる限定的承認か、またHP等での公表があるか否かによって1-1「全学公認・公表型」、1-2「全学公認・非公表型」、1-3「部局等承認・公表型」、1-4「部局等承認・非公表型」の4つに分類した。2「非設置」の大学も同様に、2-1「公表型」と2-2「非公表型」に分類した。

設置している大学(国立25校、私立20校)のうち公表型(1-1, 1-3)類型からみていくと、1-1「全学公認・公表型」がもっとも多く、国立は25校中15校(60.0%)、私立は20校中19校(95.0%)が全学的に公認した礼拝スペースを有し、なおかつその存在をHP等を通じて学内外に公表している。これに対して1-3「部局等承認・公表型」は国立1校のみだった。一方、非公表型(1-2, 1-4)については、1-2「全学公認・非公表型」が国立4校、1-4「部局等承認・非公表型」が国立5校、私立1校だった。

国立と私立を比較すると、国立の方が礼拝スペースの公表に消極的な大学が多い。国立は、礼拝スペースを設置しているもののHP等では公開していない大学が9校(表1の1-2, 1-4)、筆者への情報提供はあったものの論文等での情報公開は校名も含め一切不可という回答だった大学が3校(表1の3)あった。非公表の理由は「危機管理上の問題」、「開設したばかりで運用形態が定まっていないため」といったものだった。これは、礼拝スペースを設置している20校の私立大学のうち、日本大学を除く19校(95.0%)すべてが1-1「全学公認・公表型」であるのと

表1 日本の大学50校の礼拝スペース設置状況

| 種別 | 1. 礼拝スペース設置 (45: 国立25, 私立20) | | | 2. 非設置 (2: 国立1, 私立1) | | 3. 非公表 (3: 国立3) |
|----|---|--|---------------------------|---|--------------|----------------------|
| | 1-1 全学公認・公表型 (34: 国立15, 私立19) | 1-2 全学公認・非公表型 (4: 国立4) | 1-3 部局等承認・公表型 (1: 国立1) | 1-4 部局等承認・非公表型 (6: 国立5, 私立1) | 2-1 公表型 | |
| 国立 | 北海道、 東大公共政策大学院、 東京外国語、一橋、 横浜国立、京都、金沢、 香川、九州、佐賀、 長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島 | 和歌山 (2018) 愛媛 徳島 匿名#1 (2020) | 千葉 | 東北 (2021) 東京 信州 (2019) 名古屋 (2013) 広島 (2021) | 筑波 (2017) | 匿名#2 匿名#3 匿名#4 |
| 私立 | 早稲田、慶應、上智、 東京理科、明治、 中央、立教、東洋、 亜細亜、明治学院、 ICU、神田外国語、 桜美林、東海、城西 国際、同志社、龍谷、 関西学院、APU | | | 日本 | | 松山 |

- ・筆者作成 (2024年12月14日現在)。出典はグラフ3, 4, 5に同じ。
- ・いずれも調査時点の情報。丸括弧内は筆者の調査年もしくは先行研究の発行年。丸括弧なしは2024年の筆者による調査に基づく。
- ・公表型とは当該大学、当該大学の学生新聞、総務省のうち、いずれかの公式HPもしくは公式Facebookにて学内外に礼拝スペースの存在を公開していること、非公表型とはこれらHP等での公開はしていないことを意味。非公表型の大学の情報は各校の担当部局から許可を取ったうえで掲載。
- ・一重下線：ミッション系、二重下線：仏教系

は対照的である。

大学公式HPやFacebookで礼拝スペースの存在を公表している大学は26校(国立7、私立19)だった。そのうち14校(国立3、私立11)は礼拝スペースに特化したページを持っており、残りの12校(国立4、私立8)は国際関連部局、ダイバーシティ関連、施設関連等のページ内に掲載している。各HPの言語については、26校中20校が日本語と英語のページをそれぞれ個別に設けるか、日本語のページに英語を併記している。残りの6校は、日本語のみの大学が私立2校(神田外国語、桜美林)、英語のみの大学が4校(国立3:北海道、東京外国語、千葉。私立1:東京理科)だった。英語のみという状況の背景には「ムスリム学生＝英語のできる外国人留学生」という固定観念の存在が推測されるが、留学生のエスニシティーの多様化や日本人ムスリムの存在を考える

と、日本語と英語の2言語使用が望ましいことはいうまでもない。

一部私立大学のHPでは、「ダイバーシティ／多様性」(亜細亜、神田外国語、関西学院、龍谷)、「多様な文化的背景」(早稲田)、「異文化の受け入れ」・「国際交流の拠点」(神田外国語)というキーワードを用いて礼拝スペースの所在や利用方法が紹介されている。大学のアピールポイントの1つとして礼拝スペースが認識されている事例といえよう。経営面から考えても、礼拝スペースの公表はムスリム在学生・教職員やムスリム受験生を魅了するだけでなく、一般の日本人学生や受験生、保護者にとってもグローバル化を推進する大学として高い評価に結びつく可能性がある。一部国立大学が礼拝スペースの存在や所在を外部に対して非公表とする姿勢とは対照的である。

礼拝スペースの名称

礼拝スペースに特定の名前をつけている大学は50校中38校だった(表1の1-1, 匿名を除く1-2, 1-3参照)。名称には傾向があり、つぎの4つに類型化できる(下線は国立大学)。

- ①**礼拝室型(26大学)**：“Prayer Room”(京都、金沢、早稲田(別名「多目的室」)、慶應(矢上(「お祈り部屋」という名称と併用)、湘南藤沢各キャンパス)、立教・明治・関西学院(いずれも「祈りの部屋」という名称と併用)、神田外国語(「祈祷室」という名称と併用)、城西国際)、「礼拝所」(日本)、「礼拝室」(一橋、上智(“Prayer Room”という名称と併用)、亜細亜、東海(「お祈り室」「Prayer Room」という名称と併用)、龍谷)、「祈祷室」(中央(「礼拝室」という名称と併用)、桜美林)、“Prayer Space”(東京外国語)、「礼拝スペース」(明治学院)、「メディテーションルーム(祈りの部屋)」(同志社)、「ムスリムの方のお祈り部屋」「ムスリムのお祈り部屋」(東洋。キャンパスごとに礼拝スペースがあり、それぞれ名称が異なる)、「ムスリム祈祷室」(ICU：国際基督教大学)、“Muslim Prayer Room”(東京理科大学)、“a private space for prayer for all non-Christian communities on campus (すべての非キリスト教徒コミュニティのための、キャンパス内の私的礼拝空間)”(北海道)、名称なし／「お祈りのための場所」(長崎・医

学部)、名称なし／階段踊り場／「礼拝専用のスペース」(鹿児島)

- ②異文化交流室型(6大学)：「グローバル・コミュニケーション・スペース」(横浜国立)、「多文化協働室」(和歌山)、「留学生交流室」「多目的室」(いずれも徳島。キャンパスごとに礼拝スペースがあり、それぞれ名称が異なる)、「留学生多目的室」(九州)、「留学生学習室」(大分)、国際交流会館の一部(佐賀)
- ③リフレクシオンルーム型(5大学)：「多目的リフレクシオンルーム」(GraSPP：東京大学公共政策大学院)、「リラクゼーション・スペース」(愛媛)、「カウンセリングルーム」(熊本)、「サイレンスルーム(Silence Room)」(慶應：三田キャンパス)、「クワイエット・スペース」(APU：立命館アジア太平洋大学)
- ④混在型(2大学)：「多目的(礼拝室)」(多目的室)「お祈り部屋」(いずれも香川。キャンパスごとに礼拝スペースがあり、それぞれ名称が異なる)、「集会室」(祭礼等の慣習的行事の場)(宮崎)

※慶應のみキャンパスごとの違いが顕著なため、①と③両方に含まれている。

礼拝(Prayer, 祈祷、祈り、祭礼)に関連した単語を施設の名称や通称につけている礼拝室型(①)が全38校中26校ともっとも多い。混在型(④)も合わせると28校で、全体の73.7%にあたる。異文化交流や留学生に関連した名称の異文化交流室型(②)は6校、リフレクシオン(内省)やリラックス、沈黙といった心身の安寧に関わる名称のリフレクシオンルーム型(③)は5校、①と②の両方の意味を持つ混在型(④)は2校である。

政教分離の原則が適用される国立大学においても、①礼拝室型および「礼拝」を意味する名称も含む④混在型が合わせて9校存在することは非常に興味深い。なかでも京都大学と金沢大学の2校が“Prayer Room”という名称を用いるのみならず、その存在を大学公式HPや大学公式Facebookを通じて学外に対しても公にしている点は特筆に値する(京都大学公開年不明；金沢大学2017)。こうした事実は、国立大学が宗教的に中立である限り、構内に礼拝という宗教実践のための場を提供する

こと自体は何ら問題ないことを示している。岸田は2007年度の自身の調査をふまえ、日本の国公立大学においては「宗教的中立性が非宗教性に帰結しがち」(岸田2017, 50)であることを指摘しているが、この状況が大きく変わってきていることをこの数字は象徴している。

礼拝スペースの構造

本稿が対象とした礼拝スペースのほとんどがムスリム学生を念頭に置いた造り(カーペット・フロア、土足禁止、ウドゥー(礼拝前の清め)のための水場併設か隣接等)であるものの、利用者はムスリムに限定されておらず、当該大学の学生・教職員すべてに開放されている。ただし、東京理科大学とICUのみ名称に「Muslim / ムスリム」がついているため、利用はムスリムに限定されている可能性がある。また、GraSPP(東大院)のみ、他学部生の利用は認めていない¹⁷⁾。

早稲田大学と桜美林大学の礼拝スペースは、担当事務部局と学内のイスラーム研究者や中東研究者との協力のもと設置された¹⁸⁾。今般のHP調査や聞き取り調査のなかで事務部局と研究者の協働が確認できたのは、この2校のみであった。筆者が見た礼拝スペースのなかには、イスラーム研究者や中東研究者、あるいはムスリム学生を意思決定の場に入れなかったがために、イスラームの礼拝に対する理解が不足していることが明らかな造りの大学もあった。今後、礼拝スペースの開設を考えている大学は、イスラームをよく知る教員やムスリム学生らと協働することで、サステイナブルな礼拝スペースを構築することができるだろう。

小括

本研究は当然全国すべての大学を網羅したわけではないため分析上の限界があるとはいえ、2007年度に常設の礼拝スペースを有していたのが47校中25校(53.2%)のみだったのに対し、2024年度には50校中45校(90.0%)となり、およそ37.0%も増加したことを明らかにできたのは大きな成果である(2007年度の数値は岸田2009, 10の図12をもとに筆者算出。以下同)。2007年度と2024年度の礼拝スペース設置率の変化を大学の運営形態別に比較すると、国立大学は66.7%が86.2%に、私立大学はおよそ35.0%(ただし岸田のこの数値には公立大学も含まれ

る)が95.2%に増加した。私立大学にいたっては60%以上も増加しており、本研究が調査対象とした私立大学21校では、1校を除きすべての大学が何らかのかたちで礼拝スペースを提供している。この数値は、過去17年のあいだに日本の大学の礼拝スペースをめぐる状況がいかに大きく変化したかを如実に物語っていると同時に、経営状況をより深刻に考えざるを得ない私立大学が礼拝スペースを大学のアピールポイントとして用いるようになったことを表しているともいえるだろう。それは、2024年時点では国立大学と比べて私立大学の設置率の方が約10%高く、複数の国立大学にみられた礼拝スペースに関する情報の非公表が私立大学にはほとんど見られなかった点からも読み取ることができる。

3.2 13大学の礼拝スペースの詳細

表2は筆者が2017年度から2024年度までのあいだに現地調査を行っ

表2 礼拝スペースに関する日本の13大学の対応

| 大学名 | 公認 | 主体 | 形態 | 名称 | 水場 | 仕切り | 所在 | 担当部局・団体 | HP | 設置年 | 調査年 |
|---------------|--|----|--------|---|----|-----|---|---|----|---------------|--------------|
| 国立 | △：部局、○：全学 | | | | | | | | | | |
| 1. 筑波 | | | | 礼拝施設なし。学内には設置しない旨、HPで公開 (2017年時点) ※空き教室等での礼拝は条件付きで可 ※2017年新設の国際学生寮にMeditation Room 設置 | | | | 国際担当部長、グローバル・コミュニケーション課長 | ○ | — | 2017 |
| 2. 東京 (本部) | △ | 学生 | 階級の踊り場 | University of Tokyo TUICS regular prayer place 8F ※ほかに TUICS Friday Prayer Place (金曜12:15-13:15頃のみ) も有 | × | × | 大学側の危機管理上の判断により非公表 | 東京大学イスラム文化研究会 (TUICS) ※匿名は公称ではなく、上記団体による通称 | × | 不明 | 2020, 24 |
| 3. 東大院 GraSPP | ○ | 学生 | 部屋 | 多目的リフレッシュルーム | ○ | ○ | 赤門総合研究棟 | 東大公共政策大学院 | ○ | 2017 | 2020, 24 |
| 4. 匿名 #2 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 2020, 24 |
| 5. 京都 | ○ | 学生 | 部屋 | Prayer Room ※ほかに 部局や寮等にも有 | ○ | × | 教育推進・学生支援部棟 | 国際教育交流課 | ○ | 2015頃 | 2024 |
| 6. 和歌山 | ○ | 大学 | 部屋 | 多文化協働室 | ○ | ○ | システム工学部 | 国際交流課 | × | 2017 | 2018 |
| 7. 愛媛 7-1 | ○ | 学生 | 部屋 | シリキリヤ | ○ | ○ | 留学生倉庫 | 国際連携支援部 | △ | 2013-22 年度末 | 2019 |
| 同上 7-2 | ○ | 学生 | 部屋 | リラクゼーション・スペース | ○ | ○ | 愛大ミュージズ | ※外部に向けては大学HPの国際部の掲載のみを含む | ※ | 2022 | 2024 |
| 8九州 8-1 | △ | 学生 | 回廊 | (正式名称なし) | △ | × | ウエスト4号館 | 工学部等教務課 | × | 2010頃 | 2018 |
| 同上 8-2 | ○ | 学生 | 部屋 | 留学生多目的室 | ○ | × | イースト2号館 | 国際部留学課受入支援係 | × | 2018, 23 | 2019, 24 |
| 私立 | ※8-2 筆者は未見のため情報は2018-19年当時に籍していたスラム生学生より入手。設置年が2つある理由は利用学生と大学側の認識の違いによる。 | | | | | | | | | | |
| 9. 上智 | ○ | 大学 | 部屋 | 折りの部屋 (Prayer Room) | × | ○ | 11号館 | 学生センター | ○ | 2013, 2018 改装 | 2020 |
| 10. 東洋 | ○ | 大学 | 部屋 | 多目的部屋 ※留学生寮と兼用 | × | ○ | 8号館留学生室 | 国際部 | ○ | 2017 | 2020, 24 |
| 11. 桜美林 | ○ | 学生 | 部屋 | 祈禱室 ※チャペルと同様 | × | ○ | 祈冠堂チャペル 地下1階 | キリスト教センター | ○ | 2010 | 2019, 24, 25 |
| 12. 同志社 | ○ | 大学 | 部屋 | メディテーションルーム ※キリスト教系大学のためチャペルも有 | × | ○ | 志向館 (※) ※ただしNo.11, 12とも多目的トイレに隣接 ※2012年の志向館建設前は博覧館の足立会場と教員の研究室を利用 | 国際センター留学生課、グローバル・スタディーズ研究奨励生会 | ○ | 2012 | 2024 |
| 13. 松山 | | | | 礼拝施設なし | | | | | | | 2024 |

各大学でのフィールド調査やインタビュー (京大のみメール調査) をもとに筆者作成 (2025年1月24日)。ただし、各大学の情報は調査時点のもの。

写真1 (表2 No.3) 出典：東京大学公共政策大学院 2018.
東京大学公共政策大学院 (GraSPP)
「多目的リフレクシヨナルーム」 (2017年8月開設)



- ・礼拝中は中央のカーテンで男女を仕切る
- ・右奥はウドゥーのための水場とカーテン
- ・礼拝以外の活動のために椅子も常備

授乳、礼拝を
を意味する
ビクトリアム
を意味する
ビクトリアム

写真2 (表2 No.6)
和歌山大学「多文化協働室」内のウドゥーのための水場



2018/6/21
以下、写真は
筆者撮影

- ・シャワーは温水可
- ・手前にはカーテンと椅子

写真3 (表2 No.7-1)
愛媛大学「シリキリヤ」 (2013-22年度)



- ・左のパーティションの向こうでは女性が礼拝
- ・左奥にはシャワー台

写真4 (表2 No.8-1)
九州大学ウエスト4号館回廊 (礼拝スペースとしての名称なし)
(2010年度頃から使用)



- ・金曜日の集団礼拝には
150-160人の男性ムスリム学生・研究員が集う

写真 国立大学の礼拝スペース (東京大学大学院、和歌山大学、愛媛大学、九州大学)

た13大学(含大学院)(国立：8校、私立5校)の礼拝スペースへの対応についてまとめたものである(京都大学は電子メールによる調査のみ¹⁹⁾)。国立大学は筑波大学、東京大学(本郷キャンパス)、GraSPP(東京大学公共政策大学院)、匿名#2、和歌山大学、京都大学、愛媛大学(2か所)、九州大学(2か所)の計8校、私立大学は上智大学、東洋大学、桜美林大学、同志社大学、松山大学の計5校、礼拝スペースは合計12か所である。私立大学のうち上智大学、桜美林大学、同志社大学はミッション系大学、それ以外は非宗教系大学である。いずれも大学本部が所在するキャンパスを対象とした。

京都大学を除くすべての大学に赴き、礼拝スペースの観察や関係者へのインタビューを行い、愛媛大学(表2 No. 7-1, 写真3)と九州大学(回廊：表2 No. 8-1, 写真4)ではムスリム学生たちの礼拝に対する参与観察も行った。

礼拝スペースの紹介、もしくは、設けない理由を学内外にHPで公表しているのは13校中8校(国立：筑波、GraSPP、京都、九州、私立：

上智、東洋、桜美林、同志社)である。礼拝スペースを有してはいるものの、学外に対して非公表としているのは3校(東京、和歌山、愛媛)である。愛媛大学については、国際連携機構の公式HPにアップロードされている2021年度活動報告書に、A4約1頁程度の説明が掲載されている(愛媛大学国際連携機構公開年不明)。しかし、これは礼拝スペースのPRを目的としたものではなく、担当者も学外に対して積極的に周知はしていないと述べている²⁰⁾。残りの国立大学1校(匿名#2)は大学名も含め一切の情報について非公表という回答だった。筆者が現在勤務する松山大学は、筆者が着任した2019年以降の6年間ムスリム学生の在籍はなく、礼拝スペースに対する要望もなかったため設置しておらず、そのことを公表もしていない。したがって本稿で詳しく考察するのは13大学中、匿名の大学と松山大学を除いた11校とする。

11大学中9校が「全学公認型」の礼拝スペースを有している。いずれもムスリムに限定されない全学生・教職員向けの部屋である。GraSPP(表2 No. 3, 写真1)、京都大学(表2 No. 5)、和歌山大学(表2 No. 6, 写真2)、愛媛大学(表2 No. 7-1, 2, 写真3)九州大学(表2 No. 8-1, 2, 写真4)、上智大学(表2 No. 9)、東洋大学(表2 No. 10)、桜美林大学(表2 No. 11)、同志社大学(表2 No. 12)の各施設がこれにあたる。

東京大学(表2 No. 2)、は全学としては設けておらず、部局ごとにムスリム学生に対して便宜を図る過程で設けられた「部局等承認型」の礼拝スペースを有する。これについては、全学のグローバル教育を担当する教育・学生支援部国際支援課もある程度の情報を把握している²¹⁾。ムスリム学生側も同課とは連携が取れているという感触を持っている²²⁾。

表1で示した礼拝スペース12か所中、もっとも古い礼拝スペースは、2010年頃開設された九州大学の回廊部分のオープンスペースである(表2 No. 8-1, 写真4)。ドアと壁で囲われたタイプの部屋については、2013年に開設された愛媛大学のシリキリヤ(留学生倉庫)と上智大学の祈りの部屋(Prayer Room)である。この10年以内(2014年以降)に開設された比較的新しい礼拝スペースは6か所である。もっとも新しいのは2022年に開設された愛媛大学のリラクゼーション・スペースで、同

校のかつての礼拝スペースだったシリキリヤ解体と入れ替わるかたちで開設された。大学HPで開設年を確認できる他大学も、2016年（APU）、2018年（関西学院）、2019年（城西国際）、2023年（一橋、明治学院）、2024年（龍谷）と比較的最近開設されたところが多い。

開設のタイミングは、国立大学の場合、新校舎建設（GraSPP）、建物の改修（愛媛）、キャンパス移転（九州）というように、建物が新しくなる際に一緒に開設されることが多い。私立大学の場合はG30（上智、同志社）や海外入試開始（東洋）のように大学全体のグローバル化推進の過程で開設されたケースが目立つ。

開設主体別にみると、国立大学は8か所中7か所が学生要望型、和歌山大学1校だけが大学主導型²³⁾である（実質的には2017年当時国際課交流課事務職員だった方の尽力による²⁴⁾）。これに対して私立大学は1校（桜美林）が学生要望型、残りの3校は大学主導型である。

2007年度の岸田の調査では、提供経緯についての回答があった23例すべてが学生要望型だったことと比較すると、この17年間で組織的にムスリム学生への宗教的配慮をする大学が増えたことが分かる。どちらのタイプにしる、グローバル化が進み、ムスリム学生の受け入れが急増するなか、各大学が宗教的多様性に配慮したキャンパスづくりを積極的に実践していることが伺える。

表2は各大学の常設の礼拝スペースのみを対象としているが、収容人数の多い部屋を一時的に礼拝スペースとして貸し出すケースも多々ある。大学によっては100名以上のムスリム学生が一度に集う金曜日の集団礼拝²⁵⁾やイード礼拝（イスラームの二大祭である犠牲祭（イード・アル＝アドハー）と断食明けの祭り（イード・アル＝フィトゥル）の朝に集団で行う特別な礼拝）の際には、事前申請によりそうした部屋の利用を認めている。例として、東京大学は本郷第2食堂3階の学生活動スペース（TUICS Friday Prayer Place）、愛媛大学は職員会館、九州大学は学生寮の共用スペースの一時利用をそれぞれ認めている。また、学内においても礼拝スペースが遠い場合、学生によっては表2に書かれた以外の場所、たとえばリフレッシュスペース（九州大学）や空き教室を利

用することがあり、礼拝スペースのない松山大学を除く表2に挙げたすべての大学が学生の礼拝を許可もしくは黙認している。名古屋大学（田中ほか2013, 2-3）、東北大学（ラムダニ2018, 144）、広島大学（Ramdani 2021, 75）も同様である。

表2に記載した大学（筑波大学と松山大学を除く）の常設礼拝スペースはすべて水場が当該室内か隣接した場所にあり、ムスリム学生が持ち込んだサッジャーダ（礼拝用絨毯）が敷かれる等、イスラームの礼拝に適した環境造りとなっているが、信仰を問わず当該大学の構成員全員に対して開かれている。利用対象の詳細については、前項で論じたとおりである。

東京大学の階段の踊り場（表2 No. 2）や九州大学の回廊（表2 No. 8-1）のようにドアや壁のないオープンな共用空間の場合、礼拝中は実質的にはムスリムが占有しているものの、基本的には当該大学の構成員ならば通行は自由である。しかし、それではムスリム側が礼拝に集中できないため、こうしたオープンスペースを用いる場合は、最上階の踊り場や廊下のつきあたりなど、普段から人が通らない場所が選ばれている（写真4参照）²⁶⁾。

3.3 信教の自由と政教分離からみた礼拝スペースをめぐる国立大学の曖昧な立場

最後に、表2の国立大学・大学院8校に焦点をあて、信教の自由と政教分離との関係から考察する。信教の自由と政教分離に対する各大学の立場を端的に表しているのは、礼拝スペースの名称である。詳細は前項で述べたが、国立大学でも少なくない大学が“Prayer Room”や類似の意味の名称を用いており、それを公表している。表2の場合、それにあたるのは京都大学のみであるが、いわゆる旧帝国大学の1つであり、日本の高等教育を牽引する同大学が“Prayer Room”と名づけた礼拝スペースを有し、HPでも公表していることの意味は大きい。

一方、GraSPP、和歌山大学、愛媛大学、九州大学は、宗教性を排除した「多目的リフレクションルーム」、「多文化協働室」、「リラクゼー

ション・スペース」、「留学生多目的室」という名称を用いている。このうち「多文化協働室」と「留学生多目的室」という名称は、宗教的要素を前面に出さず、イスラームを「宗教」としてではなく「文化」、とくに「異文化」としてとらえようとする大学の姿勢が垣間見える。

筆者がインタビューしたこれら4校の担当職員は、皆一様に「礼拝スペースはムスリム学生を念頭に置いたものではあるが、彼ら専用の施設ではない」、「ムスリムの礼拝に特化した部屋ではない」、「多様なバックグラウンドを持つ学生たちのための交流の場」という主旨のことを強調する。とくにGraSPPは写真1で示したとおり、授乳、礼拝、ヨガのピクトグラムをついた内部写真をHP上で公開している。中立であるべき国立大学がムスリム学生だけを優遇しているわけではないという点を対外的にも明確にしておく必要がある、という彼らの姿勢がよく表れている。また、国立大学である以上、設立のための合意形成をするためにも、宗教性や特定の宗教であるイスラームを前面に出すことがはばかられたであろうことは想像に難くない。

その一方で、国立大学で宗教を扱うことに対する彼らの恐れも感じとることができる。小村明子は、一部の日本人のなかには「宗教への嫌悪」や「宗教恐怖症」があるため、彼らがイスラームを「文化」としてとらえればすぐに納得するが、「宗教」としてとらえようとするとなかなか理解を得られないと述べている（小村 2015, 219–220）。また、井上順孝が日韓の学生を対象として2007年に行った宗教に関するアンケートでは、回答者の20%強の日本人学生が「宗教はアブナイと思うか」という質問に対して「思う」と回答している（井上 2020, 230）。日本の国立大学におけるムスリム学生を念頭に置いた礼拝スペース設置をめぐる大学事務部局にも、同じ構図が当てはまるといえるのではないだろうか。

これとは対照的に、前項で論じたとおり、今般調査した21校の私立大学のうち19校では大学公式HPに礼拝スペースに関する記載がある。そして、その多くが礼拝スペースの所在地や担当部局だけでなく、開設の背景についても明記している。例を挙げると早稲田、中央、亜細亜、ICU、龍谷、関西学院は「ダイバーシティ」「多様性」「多様」のいずれ

かを開設背景の説明に用いている。このほかにICUは「人権」、龍谷は「仏教SDGs」「エクイティ」「インクルージョン」、関西学院は「インクルーシブ」という用語を用いている。それは同時に、これら私立大学では礼拝スペースがダイバーシティやインクルージョンといったグローバル化した社会や組織において求められている要素の象徴として機能していることを意味する。

国立大学は公的機関として日本国憲法第20条で定められた信教の自由と政教分離の原則を遵守する立場にある。しかし、興味深いことに、筆者のインタビュー中、どの大学でも礼拝スペース担当教職員が「信教の自由」や「政教分離の原則」という用語を用いることはほとんどなかった。あるいは筆者との会話のなかで多少出てきたとしても、あまりそのことに触れないようにしている印象を受けた。そこにはやはり宗教にはなるべく触れないようにする彼らの姿勢が透けて見えた。

九州大学や和歌山大学は、長短はかなり異なるものの、大学公認の礼拝スペース開設までに一定の時間を要した(岩崎2018)。とくに九州大学はムスリム学生からの要望が出てから常設礼拝スペースの開設までに10年近い年月がかかった。しかし、関係者への筆者の聞き取り調査の限り、それは政教分離の原則が主たる足かせとなっていたからではなく、他の学生との公平性や空き部屋不足(九州大学)、学内関係者間の合意形成の困難(和歌山大学)等、別の理由によるものだった²⁷⁾。

一方、これとは反対に政教分離の原則に明確に言及する大学もある。そして、そのどこもが、結果として常設の礼拝スペースをキャンパス内に設けないという選択をしている。名古屋大学、東北大学、広島大学、筑波大学はムスリム学生の学内での礼拝自体は認めるものの、大学として常設の礼拝スペースを設置しておらず、その理由として政教分離の原則やそれに近い内容を挙げている。

名古屋大学留学生センター教員(2013年当時)の田中によれば、20-30年にわたりムスリム学生から礼拝場所の相談を受けてきたため2010年前後頃に学内の法務室に相談したところ、大学からは「**国立大学法人として、日本国憲法に定められた政教分離を遵守する必要がある**

こと、同時に信教の自由を保障するための環境に配慮すべきこと」という見解が示されたという。その結果、名古屋大学では、ムスリム学生による礼拝のための空き教室利用は認めるものの、常設の礼拝スペースは設けないという判断にいたった(田中ほか2013, 2-3。太字引用者)。

東北大学の場合は、2018年に当時の留学生センター副センター長が同大学所属のムスリム大学院生からのインタビューに対して「**日本の国立大学ではイスラームに限らずあらゆる宗教活動を大学内では認めておらず、**大学として特定の場所を確保し、ムスリムのために礼拝活動を支援することはしない」と回答している(ラムダニ2018, 144。太字引用者)。ただし、2大学とも研究室や指導教員レベルで礼拝スペースを設けており、大学もそれを黙認している(田中ほか2013; Ramdani 2021)。

同じ非設置の立場でも、筑波大学はこれら2校とはかなり異なる。というのも、筑波大学だけが礼拝スペースを学内には設置しない旨をホームページで公表し、以下に説明するように大学として学生の宗教実践を管理しようとする姿勢が見受けられるためである。

学外からも閲覧できるかたちで筑波大学公式ホームページに公開された2017年4月13日付の「留学生の宗教的多様性への対応方針について」というタイトルの文書は、学生担当副学長、国際担当副学長、グローバルコモンズ機構長名で、学生と教職員宛に発出された(筑波大学2017)。なお、本稿執筆中の2025年1月24日現在、参考文献で示した当初のURLにアクセスすると「キャンパスライフ」というかつてとは異なる内容のページにリダイレクトされるため、当該文書を確認するにはアーカイブ検索サイトを利用する必要がある。このため、文書の内容は以下の岩崎の研究を用いることとする。

筑波大学では、2017年4月13日付けで学生と教職員に宛て、ホームページに日本語と英語で「留学生の宗教的多様性への対応方針について」という指針を公表した(筑波大学2017b)。そこでは、「本学は国立大学法人として、**日本国憲法に謳われた個人のもつ信**

教の自由を尊重し、遵守するものです。同時に特定の宗教やその団体に特権を与える立場にはありません。(中略) 本学では個人の信仰に基づく祈りや瞑想のための専用の場の確保は行っておらず、留学生を含め教職員からも、その対応がしばしば求められているところですが、専用の場を確保することは困難な状況にあります」(前掲書)と明言したうえで、おもにつぎのような内容の規定を公表している。(1) 礼拝は空き教室、グローバルヴィレッジのコミュニティステーション等で行い、2名以上で使用する場合は「**集会願等**を提出する。(2) 共用空間での礼拝は認めない。(3) 礼拝には学外からの参加者は認めない。(4) **礼拝の時間と授業等が重複した場合は学業を最優先**する(前掲書)。

(岩崎 2018, 6。太字は引用者²⁸⁾)

当該文書は憲法の信教の自由への言及がある一方、政教分離の原則には触れていない。しかし、「特定の宗教やその団体に特権を与える立場」にはないという部分は、政教分離の原則があるがゆえに、宗教的に中立であるべき国立大学である筑波大学は、イスラームという特定の宗教を念頭に置いた礼拝スペースを設けないといっているのと実質的に変わらない。

内容としてはここまでであれば東北大学と名古屋大学と大差ないが、筑波大学がこれら2校と大きく異なるのは、(1) 2名以上の空き教室の利用を申請制としている点と(4) 時間が重なった場合は礼拝よりも学業を優先するよう学生に求めている点である。管見の限り、2名以上の利用といえども礼拝のための空き教室の利用を申請制にしている大学はほかにない。また(4)については、憲法上認められている信教の自由の権利に対する侵害につながるのではないかという指摘があってもおかしくない内容である。

第1節末尾で触れたように、ムスリムにとって1日5回の礼拝は信仰の要である。その一方で日没と夜の礼拝を1回にまとめることを認めるハディースもある。筆者が知るムスリム学生の多くが、授業や実験があ

るときには2回の礼拝を1回にまとめて行い、学業に支障をきたさないよう最大限の努力を払っている。他の学生の迷惑にならないようにと、研究の合間をぬって急いで階段を上り、最上階の踊り場でひっそりと礼拝するムスリム学生の後ろ姿を見たこともある。同時にイスラームにおいては学問が非常に重視されており、知識を持つ者や知識を求めて旅する者を称賛するクルアーンの章句やハディースが存在する²⁹⁾。信仰と学業のバランスを取りながら、母国とはまったく異なる文化や宗教伝統を持つ日本で懸命に学生生活を送っているムスリム学生にとって、母校が「礼拝よりも学業を優先する」よう、わざわざ学内外にむけて公開した文書を通じて命じることは、どのような意味を持つのだろうか。残念ながらこれまでに聞く機会がなかったが、いずれぜひ聞いてみたい。

筑波大学はその歴史を紐解くと、1991年に『悪魔の詩』翻訳者五十嵐一助教授殺害事件が構内で起き、1995年に起きたオウム真理教地下鉄サリン事件では同大学大学院を修了した土谷正実元死刑囚がサリン製造役の1人として深く関与している。どちらも宗教に関わる日本史上類を見ない犯罪である。筆者は大学院生と教員として2010年代半ばまで15年以上にわたり筑波大学に所属していた。そのあいだ出席した学内の公的な会議や会合で、部局長や構成員の口からこの2つの事件について語られるのを一度も聞いたことがない。しかし、所属学生の学内における宗教実践を可能な範囲で管理下に置こうとする姿勢は、筑波大学そのもののこうした過去と無縁ではないとみるのは、あながち間違っていないのではないだろうか。

2節で触れたとおり、文科省は合理的配慮と宗教的配慮を関連づける発言をしている。合理的配慮の揺籃地であるアメリカをみると、例えばワシントン州立大学は宗教的配慮の例として、宗教行事への参加にともなう欠席は欠席として扱わない、代替措置をとる等、大学側が信仰を持つ学生に対して宗教的配慮を行うことがホームページ上で公開されている(Washington State University 公開年不明)。このような対応はアメリカの大学ではしばしばみられることである。筑波大学に限らず、留学生が増加する日本の大学、そして文科省においては、今後、キャン

パスにおける宗教的配慮と合理的配慮の関係について深く考える必要があるのではないだろうか。

なお、筑波大学構内で営業する私企業や外郭団体は、ムスリム学生に配慮した取り組みを積極的に行っている。多くの学生が学ぶ構内中心部にある学生食堂カフェマルハバン* (*アラビア語で「ようこそ」の意)では2012年からハラールフードを提供している。また、2017年にはキャンパス中心部から約1.5 km離れた学生寮エリアに、1-2人用の礼拝スペース (Meditation Room) を2室併設した国際学生寮グローバルヴィレッジが開設された (岩崎 2018; 2019)。このようにムスリム学生の宗教的ニーズに対応している面もあるが、これらはあくまでも私企業や外郭団体の事業であり、大学が直接管理しているわけではないことに注意する必要がある。

むすびにかえて

本稿では全国 50 大学の礼拝スペースに関する取り組みを明らかにするとともに、文科省、総務省、そして大学の姿勢を信教の自由と政教分離という観点から読み解いた。2007 年度に礼拝スペースを有していたのが調査対象全体の 53.2% だったのに対し、2024 年度には 90.0% と大幅に増加した。政教分離が問題となると思われた国立大学でも、調査対象の 29 大学中、実に 86.2% にあたる 25 校が礼拝スペースを有するという高い設置率だった。今般の調査に限れば、もはや礼拝スペースを設置するのは国立大学が行うべき当然の配慮というところまできている。2008 年に始まった「留学生 30 万人計画」により留学生が倍増するなか、この 17 年のあいだに日本の大学の礼拝スペースをめぐる状況も大きく変化したのである。この背景として本稿では、2016 年前後以降の文科省や総務省 (とくに前者) が留学生受け入れのために礼拝スペースの設置やハラールフードの提供を推奨している点を指摘した。

礼拝スペースを有する 25 校の国立大学のうち、宗教を想起させる「礼拝」や「祈り」、「Prayer」といった語を室名に用いている大学は 9 校に

のぼる。なかでも京都大学と金沢大学は“Prayer Room”（礼拝室）という名称を対外的にも公表している。こうしたことから、政教分離が原則である国立大学においても、特定の宗教に限定しない限り、礼拝スペース設置が可能であることが明らかになった。

その一方で、筑波大学は政教分離を理由に構内には礼拝スペースは設置しないという従来の立場をあえてHP上で明確に打ち出した。また、日本の国立大学を牽引する旧帝国大学の一角を成す東北大学と名古屋大学も政教分離を理由に大学公認の礼拝スペースを設けず、部局に対応を任せている。さらには、設置状況のみならず設置の有無、そして大学名も含めた一切の情報を非公表とする大学が3校あった。これら大学のほとんどは平均よりも多くの留学生を抱えているにもかかわらず、礼拝スペースに関しては非常に消極的な態度をとっている。これは今般調査した私立大学にはみられない対応である。グローバル化が進む日本の大学のなかで、一部国立大学のこうした姿勢が今後どのように変化していくのか注視したい。

信教の自由については、礼拝スペース設置の理由としてこれを挙げた大学は筆者の調査の範囲内では一校もなかった。国立大学のなかには、イスラームを「宗教」としてというよりも、「異文化」としてとらえ、その理解に沿って礼拝スペースを開設した大学も少なくなかった。それはまた、こうした国立大学が構内におけるムスリム学生の礼拝を「宗教」とみなし、これを全面的に支援することの難しさを表しているともいえるだろう。その点からみると、宗教的配慮と合理的配慮の関係についても、今後より深い議論が待たれるところである。

本稿では日本の諸大学の礼拝スペースの設置状況について論じたが、今後はムスリム学生や担当教職員の声に焦点をあてた研究や、2019年以降少しずつ調査を進めているイギリス、カナダ、タイ等、海外の大学の礼拝スペースとの比較研究も行っていきたい。

謝辞

お忙しいなか、礼拝スペースの情報を快く提供して下さった各大学の教職員の皆様とムスリム学生・研究員・教員の皆様に心よりお礼申し上げます。I would like to thank all the faculty, staff, Muslim students and faculty who kindly responded my questions related to the prayer space despite your busy schedule.

本研究はJSPS 科研費（課題番号：19K00088）による研究成果の一部である。

参考文献

日本語

- e-Gov 法令検索「日本国憲法（昭和二十一年憲法）」公開年不明（<https://laws.e-gov.go.jp/law/321CONSTITUTION>, 2024年12月30日アクセス）。
- 井上順孝『グローバル化時代の宗教文化教育』弘文堂、2020年。
- 岩崎真紀「ムスリム学生と異文化適応—礼拝空間をめぐる日本の国立大学のとりくみ—」『九州大学留学生センター紀要』26号、2018年、1-23頁。
- 「ムスリム学生のための礼拝スペースに対する日本の国立大学の取り組み」『国際宗教学研究ニュースレター』91号、2019年、7-10頁。
- 愛媛大学国際連携機構「2021年度愛媛大学国際連携機構年報」公開年不明（https://web.isc.ehime-u.ac.jp/data/data_type/data_file/, 2024年12月12日アクセス）。
- 大塚和夫ほか編『岩波イスラーム辞典』岩波書店、2002年。
- 金沢大学 Facebook「【留学生から礼拝室の紹介】」2017年4月4日（<https://www.facebook.com/kanazawa.univ/posts/> ※長いため以下省略, 2024年12月10日アクセス）。
- 川島聡ほか「序章 合理的配慮が開く問い」川島聡ほか『合理的配慮——対話を開く 対話が拓く』有斐閣、2016年、1-15頁。
- 岸田由美『留学生の宗教的多様性への対応に関する調査研究—イスラム教徒の事例を通して—』（2007-2008年度科学研究費補助金若手研究（B）研究成果報告書）、金沢大学、2009年。
- 「ムスリム留学生の宗教的ニーズへの対応：現状と課題」『留学生交流・指導研究』13号、2011年、35-43頁。

- 「国立大学におけるムスリム留学生の宗教的ニーズへの対応事例：金沢大学に礼拝室ができるまで」『留学生交流・指導研究』20号、2017年、39-52頁。
- 京都大学“Prayer Room”公開年不明 (<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/students2/campus/prayer-room>, 2024年12月10日アクセス)。
- 小村明子『日本とイスラームが会うとき——その歴史と可能性』現代書館、2015年。
- 砂井紫里「早稲田大学内のイスラーム関連コーナーの充実」『イスラーム地域研究ジャーナル』5号、2013年、177-178頁。
- 宗教学人日本ムスリム協会『日亜対訳 聖クルアーン』宗教学人日本ムスリム協会、1982年。
- 仙石祐、永田浩一「信州大学におけるムスリム留学生：その現状と彼らの抱える困難、そして大学への提言」『信州大学総合人間科学研究』13号、2019年、40-51頁。
- 総務省九州管区行政評価局（総務省）「宗教面で配慮が必要な留学生への食事等の環境整備の充実—九州内の7国立大学法人の取組を取りまとめ、各大学が参考にできるよう提供—」（報道資料）2019年1月17日 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000594527.pdf, 2024年9月26日アクセス)。
- 田中京子、ストラーム ステファン「大学による多文化環境整備—ムスリム学生との協働の視点から—」『留学交流』28号、2013年、1-9頁。
- 店田廣文『日本のモスク——滞日ムスリムの社会的活動』山川出版社、2015年。
- 『世界と日本のムスリム人口 2019/2020年』多民族多世代社会研究所、2021年。
- タバータバーイー、モハンマド=ホセイン（森本和夫訳）『シア派の自画像——歴史・思想・教義』慶應義塾大学出版会、2007年。
- 筑波大学「留学生の宗教的多様性への対応方針について」2017年4月13日，
<https://www.tsukuba.ac.jp/students/pdf/201704131719.pdf>（日本語），
<http://www.tsukuba.ac.jp/en/students/information/news-list/s201704131520>（英語），
いずれも2018年1月13日最終確認。※ただし本URLは2025年1月24日現在、筑波大学公式ウェブサイト「キャンパスライフ」にリダイレクトされており、本文で言及した礼拝スペースに関する文書は公開されていない。
- 東京大学公共政策大学院「施設紹介」2018年 (<https://www.pp.u-tokyo.ac.jp/overview/facility/>, 2024年9月26日アクセス)。
- 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）「平成19年度国地域別男女別外国人留学生在籍状況データ」2017年。
- 「平成29年度国地域別男女別外国人留学生在籍状況データ」2017年。
- 中川純「障害者に対する雇用上の『便宜的措置義務』とその制約法理——アメリカ・カナダの比較研究（1）」『北海学園法学研究』39巻2号、2003年、25-78頁）
- 中野祥子、奥西有理、田中共子「在日ムスリム留学生の社会生活上の困難」『岡山大学大学

院社会文化科学研究科紀要』39号、2015年、137-151頁。

日本サウディアラビア協会『日訳サヒーフ・ムスリム《預言者正伝集》』第1巻、1987年。
長谷川珠子「日本における『合理的配慮』の位置づけ」『日本労働研究雑誌』56巻5号、
2014年、15-26頁。

文化庁編『宗教年鑑 令和5年版』文化庁、2023年。

牧野信也訳『ハディース イスラーム伝承集成I』中央公論新社、2001年。

文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室（文科省）「大学の国際化、学生交流の
促進に伴う対応について」2016年11月11日（平成28年度国国立大学法人等国際企
画担当責任者連絡協議会配布資料）。

——「大学の国際化、学生交流の促進に伴う対応について」2017年11月9日（平成29
年度国国立大学法人等国際企画担当責任者連絡協議会配布資料）。

ラムダニ アンディ ホリック「仙台市における東北大学ムスリム留学生の一日五回礼拝の
実態調査」『東北宗教学』14号、2018年、127-151頁。

「留学生30万人計画」関係省庁会議「『留学生30万人計画』骨子検証結果報告」2021年3月
31日（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405546_00004.htm, 2024年
9月26日アクセス）。

英語

Ramdani, Andi Holik, *Secularism and Religious Diversity in Japanese Higher Education: A Case Study on Providing Prayer Spaces for Muslim International Students*, Tohoku University, 2021 (Doctoral thesis).

Tokyo Tech Muslims Community, *Tokyo Tech Muslim Guide*, Tokyo Tech Muslims Community, 2014.

Washington State University (WSU), "Religious Accommodations," 公開年不明 (<https://access.wsu.edu/religious-accommodation/>, 2024年9月28日アクセス）。

注

-
- 1) キリスト教の人口割合は文化庁（2023, 35）に基づく。
 - 2) 日本の大学構内でムスリム学生が礼拝する場所は、筆者が知る限り、必ずしも教室や会議室、休憩室のような「部屋」という閉鎖された空間に限定されず、廊下や階段の踊り場などオープンスペースが用いられる場合もある。このため、本稿では「礼拝施設」、「礼拝室」、「祈祷室」といった「部屋」を連想させる用語ではなく、オープンスペースも含ま

れる「礼拝スペース」という用語を用いることによって、礼拝空間を包括的に捉える。

- 3) 一般的にイスラームの礼拝にかかる時間は、信徒にもよるが、ウドゥー（礼拝のための清め）に5分程度、礼拝に5-10分程度、計10-15分程度である。金曜日の集団礼拝はこれにイマーム（宗教指導者）のフトバ（宗教的説教）が加わる。礼拝はマッカの方角に向かって行われる。なお、イランの国教であるシーア派のなかの最大宗派十二イマーム派では、5回の礼拝を3回にまとめて行う（タバータバーイー2007, 231）。
- 4) 例外として金曜日の集団礼拝やイード（二大祭）礼拝など特別な礼拝はモスクや公園、屋外の開けた空間などで行われる。
- 5) 日本国憲法第20条全文は以下のとおり。「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」（下線引用者）（e-Gov 法令検索 公開年 不明）
- 6) 50大学の調査方法については以下のとおり。複数の調査方法をとった大学については、各箇所に記載した。またキャンパスが複数ある大学については、礼拝スペースのあるキャンパスを対象とした。①現地調査：【国立】筑波、千葉、東京およびGraSPP（いずれも本郷キャンパス）、匿名#2、和歌山、愛媛、九州、【私立】上智、東洋、桜美林、同志社、松山。②電子メールによる調査：現地調査を実施したすべての大学と以下の大学。【国立】匿名#1, 3, 4, 京都、徳島。【私立】日本、ICU。③大学公式HP, Facebook, や大学広報紙：【国立】北海道、東京外国語、横浜国立、京都、金沢、香川、九州【私立】早稲田、慶應（矢上、湘南藤沢各キャンパス）、上智、東京理科、明治、中央、立教、東洋、亜細亜、明治学院、ICU、神田外国語、桜美林、東海、城西国際、同志社、龍谷、関西学院、APU。④学生新聞：【国立】一橋。⑤当該大学ムスリム学生会、当該大学所在地のムスリム団体のHP, Facebook：【国立】匿名#3, 徳島。⑥当該大学関連企業：【私立】慶應（三田キャンパス）、⑦総務省HP（報道資料）：【国立】九州、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島。⑧先行研究：【国立】東北（Ramdani 2021）、金沢（岸田2019）、信州（仙石ほか2019）、名古屋（田中ほか2013）、広島（Ramdani *op. cit.*）、筑波、和歌山、九州（いずれも岩崎2018; 2019）。※これらの50大学以外にも、2024年10月に以下の5大学にメールで問合せ、回答を待っているところである。【国立】名古屋、高知、【私立】駒澤、専修、大正（2025年1月24日現在）。
- 7) 留学生30万人化計画の概要とその成果は「留学生30万人計画」関係省庁会議（2021）を参照のこと。
- 8) 本稿では、イスラーム圏とはムスリムが総人口の半数以上を占める国と定義する。ム

スリム人口の比率は『岩波イスラーム辞典』(2002)の地図を参照した。

- 9) サヒーフ・アル＝ブハーリー「礼拝の短縮」6-16 (牧野 2001, 394-398)
- 10) サヒーフ・ムスリム「モスクと礼拝場所の書」集団礼拝の特典に関して (日本サウディアラビア協会 1987, 439-440)
- 11) 文科省、総務省九州管区行政評価局ともに 2018 年度末時点での見解を対象とする。
- 12) 電子メールによる文科省への質問に対する回答 (2018 年 2 月 28 日) (岩崎 2018, 1)
- 13) たとえば Washington State University (公開年不明) は公式ホームページに「宗教的配慮 (Religious Accommodations)」のページを設けている。
- 14) 2018 年を開設年としたのは、同年に九州大学伊都キャンパスに在籍し、当該礼拝スペースを利用していたムスリム学生からの情報に依拠している。他方で、現在の管理部局である国際部留学生課によると、同課が把握しているのは留学生多目的室が同課の管轄下となった 2023 年 4 月 27 日以降に関してのみとのことである (2024 年 10 月 17 日の同課からの電子メールによる)。
- 15) 当該資料 (2019 年 1 月作成) では九州大学の留学生多目的室への言及がないが、当時在籍中の同大学ムスリム学生によると、2018 年秋にイスラームの礼拝のための設備が整った常設の留学生多目的室が開設されている。
- 16) 表 1 で「匿名 #2」とした大学は、本表で大学名を公開した国立大学の 1 つであるが、そちらとはキャンパスが異なるのみならず、筆者の調査の過程で、大学名も含め一切の情報を非公開とするという回答が来たため、独立した 1 校として扱った。
- 17) GraSPP 学務チームからの電子メール (2024 年 10 月 1 日)。
- 18) 早稲田大学については砂井 (2013, 178)、桜美林大学については祈祷室責任者であるキリスト教センター長への対面インタビュー (2024 年 1 月 8 日)。
- 19) 京都大学から現地調査の許可が出なかったのは、担当部署の繁忙期に重なっていたことと、Prayer Room が見学にそぐわないものであるためという理由だった (2024 年 6 月 14 日、京都大学国際・共通教育推進部からの電子メール)。
- 20) 愛媛大学国際連携支援部国際連携課総務企画チームへの質問に対する電子メールによる回答 (2024 年 10 月 1 日)。
- 21) 東京大学教育・学生支援部国際支援課企画チームへの質問に対する電子メールによる回答 (2020 年 1 月 22 日)。原文は以下のとおり。「全学的にお祈りスペースとして公に設置している場所はないが、部局ごとに便宜を図っている事例はある (プレイヤールームを設ける、公共のスペースでお祈りすることを黙認しているなど)。金曜の集団礼拝については、ムスリム留学生を中心とする学生団体に優先的に学生生活のスペースを貸し出している。普段は他のサークルなども使用する部屋だが、手足洗い場も隣接している」(2019 年 11 月 12 日開催の全国国立大学法人留学生センター長及び

留学生課長等合同会議承合事項の回答として、東京大学が配布した資料に記載された内容に同じ)。

- 22) 東京大学のムスリム学生から成る東京大学イスラム文化研究会 (TUICS) 代表者からの電子メール (2024年10月9日)。
- 23) 開設主体をもとにした礼拝スペースの類型について、本稿では「学生要望型」と「大学主導型」とした。Ramdaniは“top-down movement”(トップダウン運動)と“grass roots movement”(草の根運動)という類型 (Ramdani 2021, 103) を用いているが、本稿では、開設主体がより明確な前者の類型を用いる。
- 24) 和歌山大学の礼拝スペース開設の過程については岩崎 (2018, 7) に詳しい。
- 25) 金曜昼の集団礼拝は成人男性ムスリムにとっての義務であるため、普段の礼拝とは異なり集団で行う必要がある。
- 26) 日本の大学で学ぶムスリム学生が空き教室等で礼拝する際の居心地の悪さや遠慮する心情については以下を参照。中野ほか (2015)、岸田 (2017)、岩崎 (2018)、Ramdani (2021)。
- 27) 国立大学 15校を対象とした岸田のアンケート調査においても、礼拝スペース設置の難しさの理由に挙げられたのは、回答が多かった順に、他集団との公平性 (10校)、施設・予算不足 (6校)、周囲とのトラブルの懸念 (3校)、宗教活動への警戒感 (1校) で、学生の宗教実践自体を公に問題とする大学は非常に少なかった (岸田 2011, 38)。
- 28) 原文 (筑波大学 2017) では「遵守」であるが、岩崎 (2018) では「順守」となっている。そのため本稿では原文に合わせ「遵守」とした。
- 29) クルアーン 58章 11節、サヒーフ・アル＝ブハーリー「知識の書」1, 10 (牧野 2001, 51, 57)。